

山梨県固定資産評価審議会の概要

- 1 設置の根拠 地方税法第401条の2、山梨県附属機関の設置に関する条例
- 2 設置の趣旨 固定資産評価の適正・均衡の確保
- 3 組 織 委員11名（国及び市町村の職員並びに学識経験者）
- 4 任 期 2年（令和5年9月1日～令和7年8月31日）
- 5 勤務態様 非常勤
- 6 会長選任 委員の互選
- 7 事務局 山梨県総務部市町村課
- 8 審議事項 固定資産の評価に関する事項で、知事が意見を求めたもの
 - ・固定資産評価基準の細目（提示平均価額、基準地価格）に関すること
 - ・固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告に関すること
 - ・その他固定資産の評価に関する事項

9 審議の状況

平成29年度

- ① 平成29年11月27日
平成30年度固定資産（土地）の評価替えに係る基準地価格について
- ① 平成30年2月26日
平成30年度固定資産（土地）の提示平均価額について

令和2年度

- ① 令和2年11月26日～令和2年12月10日（書面審議）
令和3年度固定資産（土地）の評価替えに係る基準地価格について
- ② 令和3年2月26日～令和3年3月8日（書面審議）
令和3年度固定資産（土地）の提示平均価額について

令和5年度（今回）

- ① 令和5年12月4日
令和6年度固定資産（土地）の評価替えに係る基準地価格（案）について
- ② 令和6年2月中旬～3月上旬
令和6年度固定資産（土地）の提示平均価額（案）について

根拠法令

○地方税法

(道府県固定資産評価審議会)

第四百一条の二 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

- 2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。
- 3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。
 - 一 道府県知事が定める第三百八十八条第一項の固定資産評価基準の細目に関すること。
 - 二 第四百十九条第一項の勧告
- 4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。
- 5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

○山梨県附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八十八条の四第三項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

- 第五条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長（以下「会長」と総称する。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」と総称する。）を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
 - 4 略
 - 5 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第四条 条例第五条第一項の規定により、附属機関（山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会を除く。）に会長を、山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会に委員長を置く。

土地評価替えの流れと固定資産評価審議会

基準地価格【3年に1度審議】
 ※直近ではR2年11月26日～
 R2年12月10日に書面審議

基準地とは

土地評価の水準と市町村間の均衡を確保するための指標となるものであり、各市町村ごと、地目別に、それぞれ1箇所設けられている。

宅地

他の宅地の評価の基準として使用される標準宅地のうち、各市町村において最高の路線価を付設した街路に沿接する標準宅地（市街地宅地評価法）又は標準宅地の中で最高の価格となるもの（その他の宅地評価法）

田・畑

地勢・土性・水利等の状況からみて上級に属する標準地

山林

地勢・土層・林産物の搬出の便等の状況からみて上級に属する標準地

今回審議会

市町村長

基準地価格の報告（価格調査基準日 R5.1.1）

報告

R5.5

都道府県間の均衡確保

指定市町村の基準地の適正な時価について検討・所要の調整
 【地方財政審議会固定資産評価分科会】

総務大臣

通知

R5.9

県内市町村間の均衡確保

指定市町村との均衡に配慮

都道府県知事

指定市町村以外の市町村の基準地の適正な時価について検討・所要の調整
【固定資産評価審議会】

通知

R5.12

市町村長

調整された基準地価格を基準として、すべての筆の価格を決定

提示平均価額【3年に1度審議】
 ※毎年審議を行っていたが、平成30年度より、原則として基準年度のみ(3年に1度)審議を行うこととされた。
 ※直近ではR3年2月26日～R3年3月8日に書面審議

提示平均価額とは

市町村間の土地の評価の均衡を確保するための指標となるもので、市町村ごとに地目別に定められる。

算出方法

提示平均価額＝総評価見込額÷総地積

市町村長

総評価見込額の算定額等の報告

報告

R6.1

都道府県間の均衡確保

指定市町村が算定した総評価見込額を検討・修正し、その総地積で除して提示平均価額を算定
 【地方財政審議会固定資産評価分科会】

総務大臣

通知

R6.2

県内市町村間の均衡確保

指定市町村との均衡に配慮

都道府県知事

指定市町村以外の市町村が算定した総評価見込額を検討・修正し、その総地積で除して提示平均価額を算定
【固定資産評価審議会】

通知

R6.3

市町村長

次回は、令和6年2月中旬～3月上旬開催予定

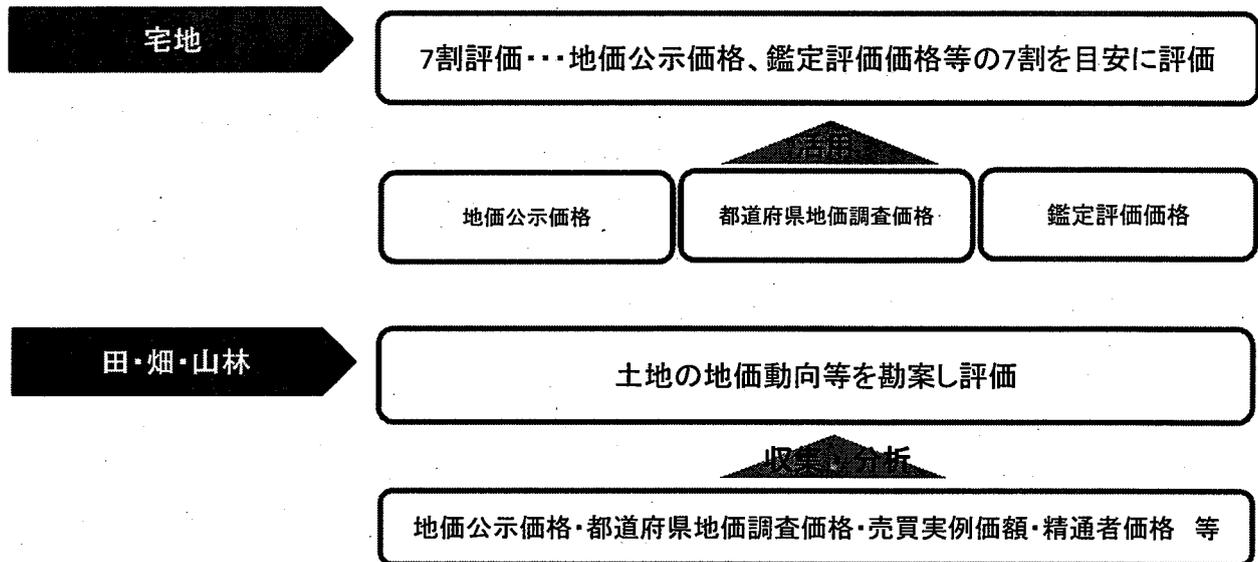
各筆の評価額の確定
 ↓
 固定資産課税台帳への登録
 ↓
 納税通知書・課税明細書の送付

(参考)山梨県の指定市町村 宅地－甲府市 田－南アルプス市 畑－甲州市 山林－南部町

令和6年度の土地評価替えの留意事項

1 土地評価の均衡化・適正化の推進

宅地の評価については、平成6年度評価替えより導入されている、地価公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価から求められた価格等の7割を目途として評価額を評定する「7割評価」を令和6年度評価替えにおいても実施し、評価の均衡化・適正化を引き続き推進する。
また、宅地以外の土地（田、畑、山林）についても、地価動向等を勘案しながら評価の均衡化・適正化に努める。

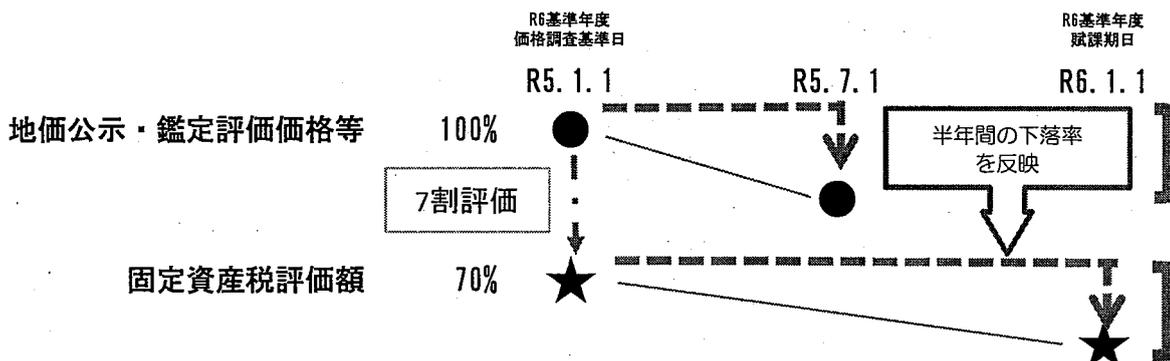


2 市町村間の評価の均衡確保

鑑定評価価格は、宅地の固定資産税評価額の基礎となるものであることから、都道府県内での調整すべき事項等について、情報交換を十分行い、不均衡が生じないように努める。

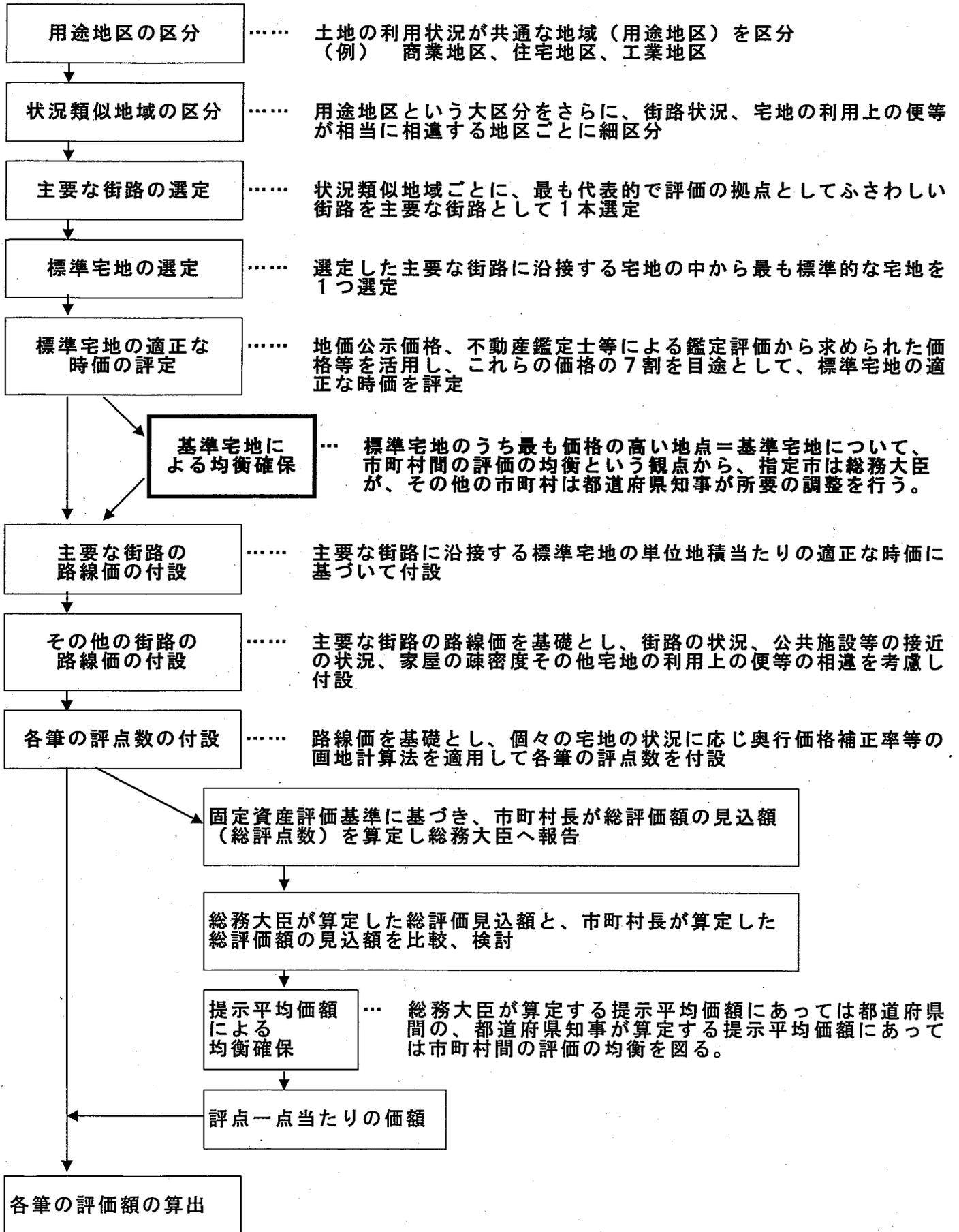
3 地価下落地域における宅地の価格の修正

地価の下落基調が続いていることから、令和5年1月1日（価格調査基準日）から7月1日までの半年間の変動率を評価額に反映させる措置が講じられている。



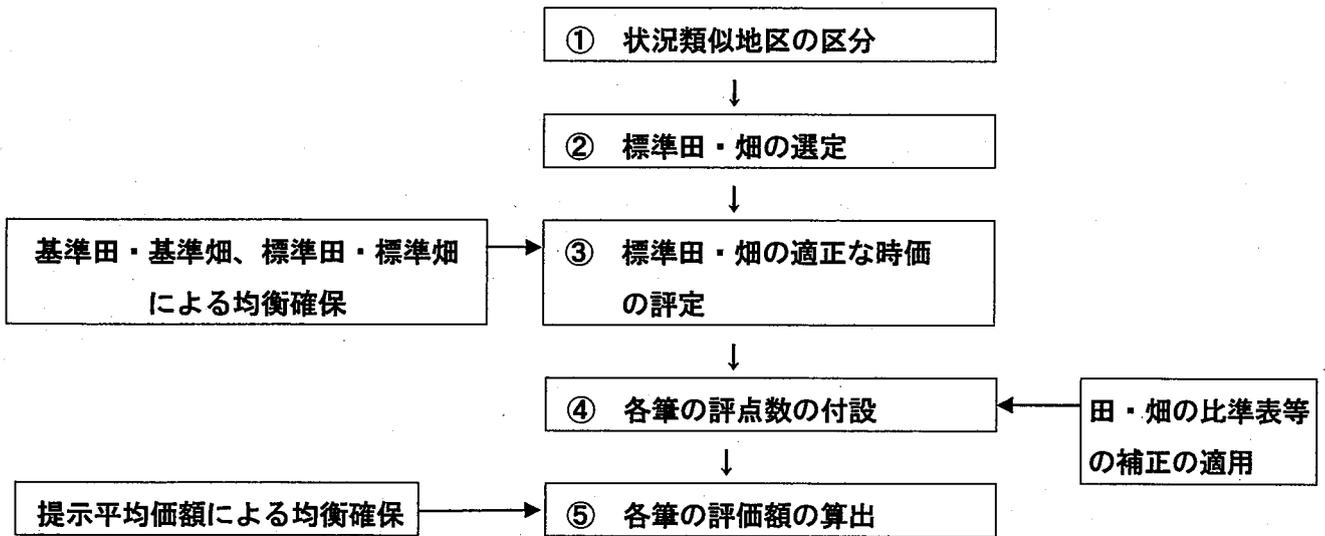
宅地の評価方法

[参考] 市街地宅地評価法



農地（田・畑）・山林の評価方法

一般農地（田・畑）の評価方法



一般山林の評価方法

